

自動車リサイクル法に基づく
引取業・フロン類回収業
登録申請等の手続き

令和8年1月

福島県

目 次

I	はじめに	2
II	申請書等の受付窓口	3
III	新規申請又は更新申請	5
1	申請書	5
2	添付書類	5
3	提出部数	6
4	申請手数料	6
5	登録の基準	7
6	留意事項	9
IV	変更届出	11
1	変更届出書	11
2	添付書類	11
3	提出部数	12
4	留意事項	13
V	廃業届出	15
1	廃業届出書	15
2	提出部数	15
3	留意事項	15
VI	登録申請書等の記入要領	17
VII	添付書類の注意事項等	21
VIII	様式集	23
IX	登録（更新）申請書、変更届出書等の記入例	36
	申請・届出書類及び添付書類のチェックリスト	43

I はじめに

この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく引取業及びフロン類回収業の登録申請等について、事業者が当該申請等の事務を円滑に実施できることを目的に作成したものです。

1 使用済自動車

自動車のうち、その使用を終了したものをいい、その金銭的価値の有無にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「廃棄物」として扱われ、その処分、収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準（以下「処理基準」という。）を遵守する必要があります。

2 引取業

（1）役割

自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、その装備（カーエアコンの搭載、エアバッグ類の有無）を確認して、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡します。

（2）必要な手続き

引取業を行うには、申請書類を提出し、知事の登録を受ける必要があります。

【注意】自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り、又は次の工程であるフロン類回収業者に使用済自動車を引き渡す際に、自ら運搬を行う場合は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。ただし、廃棄物処理法に定める処理基準を遵守する必要があります。

3 フロン類回収業

（1）役割

引取業者から引き取った使用済自動車からフロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡すとともに、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者に引き渡します。

（2）必要な手続き

フロン類回収業を行うには、申請書類を提出し、知事の登録を受ける必要があります。

【注意】引取業者から使用済自動車を引取り、又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に、自ら運搬を行う場合は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。ただし、廃棄物処理法に定める処理基準を遵守する必要があります。

II 申請書等の受付窓口

申請書等の受付窓口は、事業所（使用済自動車の事務処理を行う事務所又は営業所、及び使用済自動車の処理を行う事業場を含む。）の所在地及び事業者の住所（法人にあっては、本店の所在地）により、次のとおりとなります。

事業所の所在地	受付窓口
1 事業所が福島市、郡山市及びいわき市(以下、「中核市」という。)以外の県内に所在する場合	(1) 住所が県内の場合 住所地を管轄する地方振興局（下表のとおり。） 【例】二本松市に事業所がある申請者 → 県北地方振興局 (2) 住所が県外の場合 事業所の所在地を管轄する地方振興局（下表のとおり。） 【注意】事業所が中核市以外の県内に複数あり、その所在地を管轄する地方振興局が複数になる場合は、主たる事業所の所在地を管轄する地方振興局
2 事業所が中核市に所在する場合	所在する中核市

管轄地域	受付窓口	所在地・連絡先
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8043 福島市杉妻町 2-16 電話：024-521-2722
郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課 (令和8年度より住所変更予定)	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1 電話：024-935-1502
白河市、西白河郡、東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市字昭和町 269 電話：0248-23-1421
会津若松市、喜多方市 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 電話：0242-29-3908
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電話：0241-62-2062
相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電話：0244-26-1237
いわき市	いわき地方振興局 県民部 県民生活課	〒970-8026 いわき市平字梅本 15 電話：0246-24-6203

【注意】住所や主たる事業所の変更に伴い管轄する地方振興局が変更になる場合は、変更に係る届出も含め、変更後の住所等を管轄する地方振興局が担当窓口になります。

ます。

【注意】福島市、郡山市及びいわき市は、中核市となっており、それぞれの市に事業所がある場合は、それぞれの市の登録が必要になりますので、以下にお問い合わせください。

問い合わせ窓口	所在地・連絡先
福島市 環境部 廃棄物対策課	〒960-8601 福島市五老内町 3-1 電話：024-529-5266
郡山市 生活環境部 5R 推進課	〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7 電話：024-924-2181
いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7439

III 新規申請又は更新申請

1 申請書

申請する業種に応じ、以下のいずれかの申請書を提出してください。

業種	様式
(1) 引取業登録申請（登録及び更新）	法定様式第一
(2) フロン類回収業登録申請（登録及び更新）	法定様式第三

2 添付書類

申請する業種に応じ、以下の書類を添付してください。

添付書類	特記事項
(1) 申請書の補足書類	ア 役員等の状況 (様式1-1号)
	イ 事業所の名称及び所在地 (様式1-2号)
(2) 申請者の住民票の写し	申請者が個人の場合
(3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	申請者が法人の場合
(4) 法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書））	申請者が未成年の場合
(5) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を示す書類	引取業の場合
(6) フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類	フロン類回収業の場合
(7) フロン類の回収の用に供する設備の種類又は能力を説明する書類	フロン類回収業の場合
(8) 誓約書（引取業は様式第2-1号、フロン類回収業は様式第2-2号）	
(9) 委任状	行政書士等に申請を依頼する場合 行政書士証票の写しも併せて添付
(10) 従前（現行）の登録通知書の写し	現在使用している現行の登録通知書の写しを添付

3 提出部数

申請書は正本1部を提出してください。

【注意】事業所を複数の地方振興局管内に置く方は、他の事業所を管轄する地方振興局数分の副本を併せて提出してください。

4 申請手数料

申請手数料は、以下の金額を次の（1）又は（2）のいずれかの方法で納入してください。

申請の種類	新規登録申請	登録更新申請
引取業	3,800円	3,400円
フロン類回収業	3,800円	3,400円

（1）福島県収入証紙

申請書に不備がないことを担当職員が確認した後で、証紙を購入してください。

（2）モバイルPOSレジ

モバイルPOSレジが導入された振興局についてはキャッシュレス決済による納入が可能です。申請書に不備がないことを担当職員が確認した後で、キャッシュレス決済の手続きを行ってください。

5 登録の基準

審査の結果、以下の基準に適合していると認められる場合は、引取業者又はフロン類回収業者の登録をします。標準処理期間は18日（土日又は休日を除く。）です。

なお、審査にあたり、現地調査を実施する場合があります。

（1）引取業の場合

ア 以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

【注意】主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を指します。

（イ）法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年律第64号。以下「フロン類法」という。）若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ）法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

（エ）引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

（オ）法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

（カ）引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（ア）～（オ）のいずれかに該当するもの

（キ）法人でその役員のうちに（ア）～（オ）までのいずれかに該当する者があるもの
イ 以下の基準に適合していること。

申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知識を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

（2）フロン類回収業の場合

ア 以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として 主務省令で定める者又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

【注意】前述の（1）アの（ア）の内容に同じ

- (イ) 法、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (ウ) 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (エ) フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (オ) 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (カ) フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（ア）～（オ）のいずれかに該当するもの
- (キ) 法人でその役員のうちに（ア）～（オ）までのいずれかに該当する者があるものイ 以下の基準に適合していること。
 - (ア) 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
 - (イ) 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

6 留意事項

(1) 申請書及び添付書類

「VI 登録申請書等の記入要領」及び「VII 添付書類の注意事項等」に従い作成してください。

ア 委任状は、申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。

【注意】法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは法律で禁じられています。

なお、委任状には、次の内容を記入し、申請時には、代理人本人であることを確認できる行政書士証票、運転免許証、健康保険証等を持参してください。行政書士証票の写しを併せて提出してください。

(ア) 代理人の住所、氏名及び電話番号並びに行政書士である場合には登録番号を記入してください。

(イ) 申請者（委任者）が法人の場合には、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

(ウ) 申請者（委任者）が個人の場合には住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(エ) 委任の内容及び範囲を具体的に記入してください。

イ 申請書類・添付書類は、本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。

ウ 所定の様式に書き込めない場合、別紙を用いるか又は記載スペースを広げて作成してください。

エ 申請・届出書類及び添付書類は、チェックリストに掲げている順番で綴じてください。

オ 申請書を複数部提出する場合、正本以外の申請・届出書類及び添付書類は複写（コピー）でも差し支えありません。

カ 必要書類の不足・不備がある場合、申請書を受理できない場合があります。

キ 登録通知書を紛失した場合、登録通知書を再交付しません。代わりに登録を受けた証明書を交付しますので、登録を行った地方振興局に相談してください。

(2) 申請方法

原則として窓口での申請になりますので、事前に電話にて予約してください。

予約せずに来所された場合、先約者の審査のため長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で申請書を十分に確認できない場合があります。

申請時には、申請者本人であることを確認できる書類を持参してください。

〔法人の場合→名刺、社員証等
〔個人の場合→運転免許証、社員証、在留カード等

ア 登録の更新申請の場合、登録期限のおおむね2ヶ月前から受け付けますので、余裕をもって申請してください。

- イ 登録通知書の交付は事務処理が終了しましたら、担当者が連絡いたしますので、窓口までお越しください。登録通知書を手交（手渡し）いたします。
- ウ 登録の更新申請をした場合、現行の登録通知書（更新前の登録通知書）を返納していただきますので、新しい登録通知書の手交（手渡し）の際にお持ちください。

（3）自動車リサイクルシステムへの登録

登録を受けた後は、（公財）自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステム（電子マニフェスト制度を活用し移動報告等の機能を有するもの。以下「システム」という）への登録をお願いします。

ア システム登録の更新の場合、申請書を提出後に自動車リサイクルシステムでシステム更新を行ってください。

イ システムを使った移動報告について、使用済自動車の引取りを行った際には、自動車リサイクルシステムで移動報告が必要になります。また、フロン類の回収や年度ごとに年次報告も必要となります。このため、自動車リサイクルシステムへの登録及びフロン類の回収について、自動車リサイクルコンタクトセンターにお問い合わせ下さい。

ウ 自動車リサイクルシステムへの問い合わせについて、自動車リサイクルシステムの登録内容に関しては、自動車リサイクルコンタクトセンターにお問い合わせ下さい。

【電話による問い合わせ先】

自動車リサイクルコンタクトセンター

電話：050-3786-7755

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】

アドレス：<http://www.jars.gr.jp/index.html>

IV 変更届出

登録申請書に記入した内容に変更があった場合は、「VI 登録申請書等の記入要領」に従い変更届出書（法定様式第二又は四）に必要事項を記入の上、誓約書及び各変更内容に対応する添付書類を添えて、変更があった日（役員の変更の場合は登記した日ではなく、就任・辞任等の事実が生じた日）から30日以内に提出してください。

なお、変更等の内容によっては、新たに申請する必要が生じる場合（例えば、個人事業者から法人事業者に移行する等）もありますので、あらかじめ担当窓口にご相談ください。

1 変更届出書

届出する業種に応じ、以下のいずれかの届出書を提出してください。

届出の種類	様式
(1) 引取業者変更届出書	法定様式第二
(2) フロン類回収業者変更届出書	法定様式第四

2 添付書類

各変更内容に係る内容に応じ、以下の書類を添付してください。

変更内容	対応する添付書類
(1) 氏名又は名前及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	ア (個人の場合) 住民票の写し イ (法人の場合) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(2) 事業所の名称及び所在地	
(3) 法人の場合は、その役員の氏名	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(4) 法定代理人がある場合は、その者の氏名及び住所	ア (法定代理人が個人の場合) 住民票の写し イ (法定代理人が法人の場合) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(5) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかを確認する体制	引取業のみ ア 使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類又は自動車整備士、業界団体等が行う講習の受講修了証等 イ 事業所ごとにフロン類の充填の有無について確認できる体制があることを示してください。
(6) フロン回収設備 ア 回収するフロン類の種類	フロン類回収業のみ ア フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

変更内容	対応する添付書類
イ フロン類の回収の用に供する設備の種類又は能力又は数	イ フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類又は使用権原を有することを示す書類及び借用先等の所有権を有することを示す書類 【注意】フロン類回収設備の能力又は数の変更であって、回収するフロン類の種類の変更を伴わない場合は変更届出の提出は不要です。
(7) 誓約書	ア 引取業：様式第2-1号 イ フロン類回収業：様式第2-2号
(8) 委任状	行政書士等に届出を依頼する場合に添付が必要となります。なお、行政書士証票の写しも併せて添付してください。
(9) 従前の登録通知書の写し	住所、申請者（法人にあっては法人名）の名称、代表者、事業所の名称及び所在地等が変更になる場合は、登録通知書の書換えが必要になりますので、添付を求める場合があります。

3 提出部数

届出書は正本1部を提出してください。

【注意】事業所を複数の地方振興局管内に置く方は、他の事業所を管轄する地方振興局数分の副本を併せて提出してください。

4 留意事項

(1) 変更届出書及び添付書類

「VI 登録申請書等の記入要領」及び「VII 添付書類の注意事項等」に従い作成してください。

ア 委任状は、届出書を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。

【注意】法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは法律で禁じられています。

なお、委任状には、次の内容を記入し、届出時には、代理人本人であることを確認できる行政書士証票、運転免許証、健康保険証等を持参してください。また、行政書士証票の写しを併せて提出してください。

(ア) 代理人の住所、氏名及び電話番号並びに行政書士である場合には登録番号を記入してください。

(イ) 届出者（委任者）が法人の場合には、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

(ウ) 届出者（委任者）が個人の場合には住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(エ) 委任の内容及び範囲を具体的に記入してください。

イ 届出書・添付書類は、本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。

ウ 所定の様式に書き込めない場合、別紙を用いるか又は記入スペースを広げて作成してください。

エ 申請・変更届及び添付書類は、チェックリストに掲げている順番で綴ってください。

オ 届出書を複数部提出する場合、正本以外の届出書類及び添付書類は複写（コピー）を使用しても差し支えありません。

(2) 届出方法

原則として窓口での受付になりますので、事前に電話にて予約してください。

予約せずに来所された場合、先約者の審査のため長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で届出書を十分に確認できない場合があります。

届出時には、届出者本人であることを確認できる書類を持参してください。

〔 法人の場合→名刺、社員証等
〔 個人の場合→運転免許証、社員証、在留カード等

(3) その他

ア 登録通知書の書換えが生じた場合、事務処理が終了しましたら、担当者が連絡いたしますので、窓口までお越しください。書換え後の登録通知書を手交（手渡し）いたします。

イ 登録通知書の返納、書換後、現行の登録通知書（書換え前の登録通知書）を返納

していただきますので、登録通知書の手交（手渡し）の際にお持ちください。
ウ 変更届出書に不備がある場合、届出書を受理できない場合があります。

V 廃業届出

登録を受けた事業者が、以下の内容に該当することとなった場合は、「VI 登録申請書等の記入要領」に従い廃業届出書（様式第3-1号又は様式第3-2号）に必要事項を記入の上、各事由に定める方が、その日から30日以内に提出してください。

事由	届出提出者
(1) その登録に係る引取業（フロン類回収業）を廃止した場合	引取業（フロン類回収業）であった個人又は法人を代表する役員
(2) 個人事業者が、死亡した場合	その相続人
(3) 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
(4) 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
(5) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人

1 廃業届出書

届出する業種に応じ、以下のいずれかの届出書を提出してください。

業種	様式
(1) 引取業廃業届出書	様式第3-1号
(2) フロン類回収業廃業届出書	様式第3-2号

2 提出部数

届出書は正本1部を提出してください。

【注意】事業所を複数の地方振興局管内に置く方は、他の事業所を管轄する地方振興局数分の副本を併せて提出してください。

3 留意事項

(1) 廃業届出書

「VI 登録申請書等の記入要領」及び「VII 添付書類の記入要領等（共通書類）」に従い作成してください。

ア 届出書を行政書士等に委任する場合、委任状を提出してください。

【注意】法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書

類の作成を業務として行うことは法律で禁じられています。

なお、委任状には、次の内容を記入し、届出時には、代理人本人であることを確認できる行政書士証票、運転免許証、健康保険証等を持参してください。

また、行政書士証票の写しを併せて提出してください。

- (ア) 代理人の住所、氏名及び電話番号並びに行政書士である場合には登録番号を記入してください。
- (イ) 届出者（委任者）が法人の場合には、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
- (ウ) 届出者（委任者）が個人の場合には住民票上の住所及び氏名を記入してください。
- (エ) 委任の内容及び範囲を具体的に記入してください。

イ 届出書の様式は、届出書は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。

(2) 届出方法

原則として窓口での届出になりますので、事前に電話にて予約してください。

予約せずに来所された場合、先約者の審査のため長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で届出書を十分に確認できない場合があります。

届出時には、届出者本人であることを確認できる書類を持参してください。

- 〔 法人の場合→名刺、社員証等
- 〔 個人の場合→運転免許証、社員証、在留カード等

(3) その他

ア 登録通知書の返納は、現行の登録通知書を返納していただきますので、届出書提出の際にお持ちください。

イ 廃業届出書に不備がある場合、届出書を受理できない場合があります。

ウ 自動車リサイクルシステムの廃止、廃業届出提出後は、（公財）自動車リサイクル促進センターが運営する自動車リサイクルシステムで廃止の手続きをお願いします。

なお、自動車リサイクルシステムを廃止すると移動報告ができなくなりますので、次の工程に使用済自動車の引き渡しが完了していない場合は、廃業する前に全ての使用済自動車の移動を完了した後に手続きを行ってください。

VI 登録申請書等の記入要領

申請書の種類	注 意 事 項
1 引取業(フロン類回収業)(新規又は更新)登録申請書	<p>(1) 登録申請に係る様式の表題 ア 新規の場合「登録の更新」を削除、又は見え消しをしてください。 イ 更新の場合「登録」を削除又は見え消しをしてください。本文中の記入も同様にしてください。</p> <p>(2) 登録番号及び登録年月日 「登録番号」「登録年月日」は登録の更新申請の場合のみ記入してください。</p> <p>(3) 申請年月日 申請年月日は、担当職員が申請書を審査後、受理された時点で記入してください。</p> <p>(4) 申請者の住所・氏名 ア 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の役職名及び氏名、電話番号を記入してください。 イ 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。</p> <p>(5) 役員の状況(申請者が法人である場合) 法人の場合には、法第43条第1項第3号に規定する役員(監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役執行役又はこれに準ずる者をいう。)の氏名、役職名を記入してください。 全てを記入しきれない場合は、様式第1-1号を使用してください。</p> <p>(6) 法定代理人 法第43条第1項第4号に規定する未成年であり、かつその法定代理人が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住民票上の住所(丁目・番地・号は省略しない。)、電話番号を記入してください。法定代理人が法人の場合は、登記上の住所、電話番号、法人名、代表者及び役員の役職名及び氏名を記入してください。</p> <p>(7) 事業所の名称及び所在地 引取業又はフロン類回収業に関する業務を行う全ての事業所を記入し、主たる事業所又は従たる事業所の別、事業所の名称、所在地を記入してください。 全てを記入しきれない場合は、様式第1-2号を使用してください。</p> <p>(8) フロン類が含まれているかどうかを確認できる体制 引取業のみ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制として、次のア又はイについて記入してください。 ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記入してください。</p>

申請書の種類	注 意 事 項
	<p>イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関する十分な知識を有する者が確認できることを示してください。</p> <p>ウ 十分な知識を有するものとしては、自動車整備士、業界団体等が行う講習の受講者等となります。</p> <p>(9) 回収しようとするフロン類の種類 <input type="checkbox"/> フロン類回収業のみ</p> <p>回収しようとするフロン類の種類「CFC（クロロフルオロカーボン）」又は「HFC（ハイドロフルオロカーボン）」の欄に○印を記入してください。</p> <p>(10) フロン類の回収の用に供する設備の種類、能力及び数 <input type="checkbox"/> フロン類回収業のみ</p> <p>フロン類回収設備の能力（「200g/min未満」及び「200g/min以上」）及び種類毎の台数を記入してください。</p> <p>【注意】申請書は、第1面から第2面までありますので、全てに記入してください。</p>

届出書の種類	注 意 事 項
2 引取業(フロン類回収業)変更届出書	<p>(1) 届出年月日 担当職員が届出書を確認後、受理された時点で記入してください。</p> <p>(2) 届出者の住所・氏名 ア 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名、電話番号を記入してください。 イ 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記入してください。</p> <p>(3) 登録を受けた日付と番号 登録通知書に記載されている「登録の年月日」及び11桁の「登録番号」を記入してください。</p> <p>(4) 変更の内容 変更の内容を記入してください。 (記入例：事業所の所在地の変更) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">新：福島県○○市○○町○丁目○番地 旧：福島県△△市△△字△番地</div></p> <p>(5) 変更の理由 変更の理由を記入してください。 (記入例：事業所の所在地の変更) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">移転に係る事業所の所在地の変更</div></p> <p>【注意】なお、変更の内容や理由の全てを記入しきれない場合等は、任意の様式を使用してください</p>

届出書の種類	注 意 事 項
3 引取業(フ ロン類回収 業) 廃業届出 書	<p>(1) 届出年月日は 担当職員が届出書を確認後、受理された時点で記入して ください。</p> <p>(2) 届出者の住所・氏名 ア 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及 び氏名、電話番号を記入してください。 イ 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名、電話番号を記 入してください。</p> <p>(3) 届出事由の生じた日 各事由が生じた日を記入してください。</p> <p>(4) 届出の事由 該当する事由の番号に○を記入してください。</p>

VII 添付書類の注意事項等

添付書類の種類	注意事項等
1 申請者の住民票の写し	(1) 住民票の添付 登録申請と同様に添付してください。 (2) 住民票の交付日 申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号の記載のないものとします。 【注意】外国人の方は、国籍が記載された住民票の写しを添付してください。
2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	(1) 登記事項証明書の添付 申請者が法人である場合において添付してください。 (2) 登記事項証明書の記載事項 登記事項証明書には、この業務に関する規定があることとします。 (3) 登記事項証明書の交付日 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとします。
3 法定代理人の住民票の写し (法定代理人が法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書))	(1) 法定代理人の住民票の添付 申請者が法第43条第1項第4号に規定する未成年者である場合において添付してください。 (2) 法定代理人の登記事項証明書の添付 該当する者が個人の場合にはその者の本籍が記載された住民票の写し(住民票抄本)、法人の場合にはその法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付してください。 (3) 住民票及び登記事項証明書の交付日 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものとしてください。
4 誓約書(様式第2号関係)	引取業は様式第2-1号、フロン類回収業は様式第2-2号を使用し、申請者、申請者が法人の場合はその役員、法定代理人が、法第45条第1項各号(フロン類回収業の場合、法第56条第1項各号)に規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約してください。
5 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制 引取業のみ	自動車整備士の資格証の写し等を提出してください。(1)又は(2)の書類のいずれかとなります。以下に提出書類の例を示します。 (1) 使用済自動車の構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す次のいずれかの書類 ア (一社) 福島県自動車整備振興会 自動車整備士 例1：自動車整備士の資格証等の写し イ (一社) 日本自動車リサイクル機構 自動車リサイクル士 例2：業界団体等が行う講習の受講修了証等の写し (2) 使用済自動車に係る残存フロン類の確認方法を記入した書類((1)の資格等がない場合) 「使用済自動車に係る残存フロン類の確認方法」の書類

添付書類の種類	注意事項等
<p>6 フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類</p> <p>フロン類回収業のみ</p>	<p>(1) 設備の所有権を有する場合 フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類又は使用権を有することを示す書類を提出してください。 例：購入契約書、納品書、領収書又は販売証明書等の写し</p> <p>(2) 設備の所有権を有しない場合 借用契約書、共同使用規定書等のうちいずれかの写しを添付し、さらに、当該フロン類回収設備の所有権を有する者の購入契約書、納品書、領収書又は販売証明書等のいずれかの写しを添付してください。</p>
<p>7 フロン類の回収の用に供する設備の種類又は能力又は数</p> <p>フロン類回収業のみ</p>	<p>フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類を添付してください。 例：設備の取扱説明書の仕様一覧表、カタログ等の写し</p>
<p>8 委任状</p>	<p>行政書士等に申請を依頼する場合 行政書士等は申請者から申請に係る委任を受けていることを示す委任状を提出してください。委任状の様式は任意となります。 なお、委任状には、次の内容を記入し、申請時には、代理人本人であることを確認できる行政書士証票、運転免許証、健康保険証等を持参してください。また、行政書士証票の写しを併せて提出してください。</p> <p>ア 代理人の住所、氏名及び電話番号並びに行政書士である場合には登録番号を記入してください。</p> <p>イ 申請者（委任者）が法人の場合には、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。</p> <p>ウ 申請者（委任者）が個人の場合には住民票上の住所及び氏名を記入してください。</p> <p>エ 委任の内容及び範囲を具体的に記載してください。</p>

VIII 様式集

登録申請書		ページ
法定様式第一	引取業者（更新）登録申請書	21
法定様式第三	フロン類回収業者（更新）登録申請書	24

変更届出書		ページ
法定様式第二	引取業者変更届出書	23
法定様式第四	フロン類回収業者変更届出書	26

添付書類（共通様式）		ページ
様式第1－1号	役員等の状況	27
様式第1－2号	事業所の名称及び所在地	28
様式第2－1号	誓約書（引取業者用）	29
様式第2－2号	誓約書（フロン類回収業者用）	30
様式第3－1号	引取業者廃業届出等書	31
様式第3－2号	フロン類回収業者廃業等届出書	32

様式第一（第四十六条関係）

登 錄

引取業者

申請書

登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

福島県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

--

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年　月　日

福島県知事

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第五十条関係）

登録

フロン類回収業者

申請書

登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

福島県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称		
(ふりがな) 代表者の 氏名		
住所	(郵便番号) 電話番号	
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名		役職名

事業所の名称及び所在地

名称		
所在地	(郵便番号) 電話番号	

回収しようとするフロン類の種類

C F C	
H F C	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C用	台	台
H F C用	台	台
C F C、H F C兼用	台	台

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　月　日

福島県知事

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第1-1号)

役員等の状況

備考 申請者が法人の場合、その全ての役員の氏名、ふりがな、役職名（役員には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記入してください。

(様式第1－2号)

事業所の名称及び所在地

名 称	福島
所 在 地	(郵便番号) (電話番号)
名 称	
所 在 地	(郵便番号) (電話番号)
名 称	
所 在 地	(郵便番号) (電話番号)
名 称	
所 在 地	(郵便番号) (電話番号)
名 称	
所 在 地	(郵便番号) (電話番号)

複数の事業所がある場合は、全てについて記入してください。

年 月 日

福島県知事

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者 住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号に規定する欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注）
又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの。
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
(注) 主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

年 月 日

福島県知事

申請者、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者 住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項各号に規定する欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注）
又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その处分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その处分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその处分のあった日から2年を経過しないもの。
- 5 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業者に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
(注) 主務省令で定める者とは、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(様式第3-1号)

引取業者廃業等届出書

年　月　日

福島県知事

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事由の生じた日	年　月　日
登録番号	号
登録年月日	年　月　日～年　月　日
届出の事由	<p>1 死亡した</p> <p>2 法人が合併により消滅した</p> <p>3 法人が破産により解散した</p> <p>4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した</p> <p>5 その登録に係る引取業を廃止した</p> <p>(※ 上記のうち、該当する事由に○を付けてください。)</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第3-2号)

フロン類回収業者廃業等届出書

年　月　日

福島県知事

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条第1項において準用する同法第48条1項の規程により、次のとおり届け出ます。

届出事由の生じた日	年　月　日
登録番号	号
登録年月日	年　月　日～年　月　日
届出の事由	<p>1 死亡した</p> <p>2 法人が合併により消滅した</p> <p>3 法人が破産により解散した</p> <p>4 法人が合併又は破産以外の事由により解散した</p> <p>5 その登録に係るフロン類回収業を廃止した</p> <p>(※ 上記のうち、該当する事由に○を付けてください。)</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

IX 登録（更新）申請書、変更届出書等の記入例

1 引取業登録申請書の記入例（新規の場合）

様式第一（第四十六条関係）

福島県収入証紙添付欄
(3,800円分)

登 錄

引取業者

申請書

~~登録の更新~~

※登録番号	
※登録年月日	

○年○月○日

福島県知事

(郵便番号) **960-8670**

住 所 **福島市杉妻町2番16号**

氏 名 **株式会社福島〇〇
代表取締役 福島太郎**

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **024-521-〇〇〇〇**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名
ふくしま たろう 福島 太郎	代表取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	該当なし
住 所	(郵便番号) 電話番号

2 引取業登録更新申請書の第2面の記入例

(第2面)

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名

事業所の名称及び所在地

名称	株式会社福島○○会津若松営業所
所在地	(郵便番号) 965-○○○○ 会津若松市○○○ 電話番号 0242-○○-○○○○

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

(例1)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。

【注意】確認するための適切な方法を記載した書類を添付してください。

(例2)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

【注意】確認できる体制を証明する書類として、自動車整備士資格などの写しを添付してください。

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

使用済自動車に係る残存フロン類の確認方法（例）

（事業所名称： ）

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

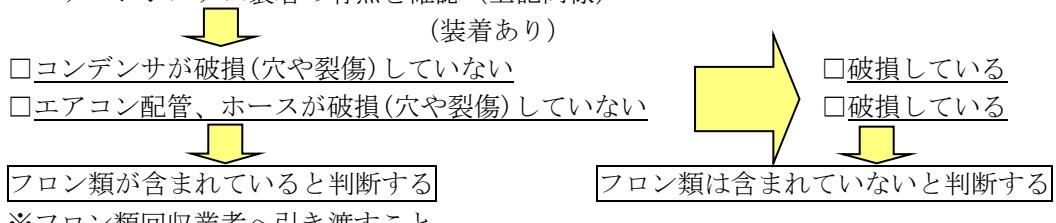
■エアコンシステム装着の有無を確認する

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認方法

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

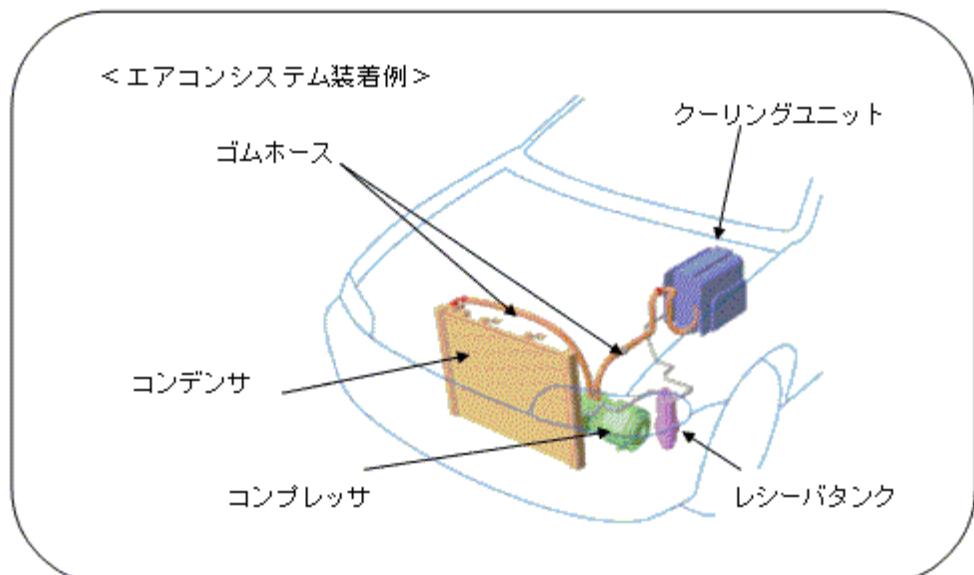


※フロン類回収業者へ引き渡すこと。

■必要に応じて、以下により確認する

□使用済自動車の取り扱い時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

□実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合は冷媒の流れを確認する。



3 フロン類回収業登録更新申請書の記入例（更新の場合）
様式第三（第五十条関係）

福島県収入証紙添付欄
(3,400円分)

登 録

フロン類回収業者

申請書

登録の更新

お手元の登録通知書を見ながら記入してください。記入方法がよく分からぬ場合は記入せず、登録通知書を窓口にお持ちください。

※登録番号	2007100○○○○
※登録年月日	○年○月○日

○年○月○日

福島県知事

(郵便番号) **960-8670**

住 所 **福島市杉妻町2番16号**

氏 名 **株式会社福島○○**
代表取締役 福島太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 **024-521-○○○○**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名
ふくしま たろう 福島 太郎	代表取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	該当なし
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の 氏名	
住所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名

事業所の名称及び所在地

名称	
所在地	(郵便番号) 電話番号

回収しようとするフロン類の種類

C F C	<input type="radio"/>
H F C	<input type="radio"/>

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C用	1 台	台
H F C用	台	1 台
C F C、H F C兼用	台	台

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 引取業者変更届出書の記入例

引取業者変更届出書

窓口で記入内容の確認を受けた後に記入してください。

○年○月○日

福島県知事

代表者の変更を届け出る場合は、新代表者の氏名を記入してください。

住所の変更を届け出る場合は、新住所を記入してください。

郵便番号) 960-8670

所名 福島県福島市杉妻町2番16号
株式会社福島県庁

お手元の登録通知書を見ながら記入してください。記入方法がよく分からぬ場合は記入せず、登録通知書を窓口にお持ちください。

代表取締役 福島 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 024-521-7813

○年○月○日付け第20071009999号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	例1 福島県福島市杉妻町2番16号 例2 代表取締役 福島 太郎 例3 取締役 福島 三郎 取締役 福島 五郎 例4 事業所 ①福島営業所 ②白河営業所(白河市〇〇〇)	例1 福島県福島市杉妻町5番75号 例2 代表取締役 福島 次郎 例3 取締役 福島 三郎 取締役 福島 四郎 例4 事業所 ①福島営業所 ②郡山営業所(郡山市〇〇〇)
変更の理由	例1 令和〇年〇月〇日付けで本社住所を変更 例2 令和〇年〇月〇日付けで代表取締役を変更 例3 令和〇年〇月〇日付けで取締役「福島四郎」が退任し、取締役「福島五郎」が就任 例4 令和〇年〇月〇日付けで「郡山営業所」を廃止し、「白河営業所」を新設	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 フロン類回収業者変更届出書の記入例

フロン類回収業者変更届出書

窓口で記入内容の確認を受けた後に記入してください。

○年○月○日

福島県知事

代表者の変更を届け出る場合は、新代表者の氏名を記入してください。

(郵便番号) **960-8670**

所
氏
名
福島県福島市杉妻町2番16号
株式会社福島県庁

代表取締役 福島 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **024-521-7813**

お手元の登録通知書を見ながら記入してください。記入方法がよく分からぬ場合は記入せず、登録通知書を窓口にお持ちください。

○年○月○日付け第**20072009999**号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>例1 福島県福島市杉妻町2番16号</p> <p>例2 代表取締役 福島 太郎</p> <p>例3 取締役 福島 三郎</p> <p>例4 取締役 福島 五郎</p> <p>例4 事業所</p> <p>①福島営業所</p> <p>②白河営業所(白河市〇〇〇)</p> <p>例5 回収しようとするフロン類</p> <p>「CFC, HFC」</p> <p>例6 フロン類回収設備の能力</p> <p>①200g/min未満2台</p> <p>②200g/min以上1台(HFC)</p>	<p>例1 福島県福島市杉妻町5番75号</p> <p>例2 代表取締役 福島 次郎</p> <p>例3 取締役 福島 三郎</p> <p>例4 取締役 福島 四郎</p> <p>例4 事業所</p> <p>①福島営業所</p> <p>②郡山営業所(郡山市〇〇〇)</p> <p>例5 回収しようとするフロン類</p> <p>「CFC」</p> <p>例6 フロン類回収設備の能力</p> <p>①200g/min未満2台</p>
主な変更事項を例示したものです、詳しくは窓口にお問い合わせください。	例1 令和〇年〇月〇日付けで本社住所を変更(移転)	
変更の理由	<p>例2 令和〇年〇月〇日付けで代表取締役を変更</p> <p>例3 令和〇年〇月〇日付けで取締役「福島四郎」が退任し、取締役「福島五郎」が就任</p> <p>例4 令和〇年〇月〇日付けで「郡山営業所」を廃止し、「白河営業所」を新設</p> <p>例5 回収しようとするフロン類として、「HFC」を追加</p> <p>例6 能力「200g/min以上」のフロン類回収設備を1台追加</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

申請・届出書類及び添付書類のチェックリスト（引取業者用）

◎・・・必ず添付してください。

○・・・該当する場合は添付してください。

	法人	個人	変更	確認	備考
第1 申請書または届出書					
1 登録申請書 (法定様式第一 第1面～第2面)	◎	◎	—	□	
2 変更届出書 (法定様式第二)	—	—	◎	□	
3 別添様式(申請書の欄に記載しきれない場合に添付) (1)役員等の状況 (様式第1-1号) (2)事業所の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要 (様式第1-2号)					法人申請の場合
第2 添付書類					
1 申請者の住民票の写し (住民票抄本)	—	◎	○	□	個人申請の場合
2 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	◎	—	○	□	法人申請の場合
3 (1)法定代表人の住民票の写し (2)法定代表人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	—	○	○	□	未成年者が申請する場合
4 誓約書 (様式第2-1号)	◎	◎	◎	□	
5 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を証する書類	◎	◎	○	□	
6 委任状	○	○	○	□	申請又は届出を行政書士等に委任する場合、委任状及び行政書士証票の写し

申請・届出書類及び添付書類のチェックリスト（フロン類回収業者用）

◎・・・必ず添付してください。

○・・・該当する場合は添付してください。

	法人	個人	変更	確認	備考
第1 申請書または届出書					
1 登録申請書 (法定様式第三 第1面～第2面)	◎	◎	—	□	
2 変更届出書 (法定様式第四)	—	—	◎	□	
3 別添様式(申請書の欄に記載しきれない場合に添付) (1)役員等の状況 (様式第1-1号)	○	○	—	□	法人申請の場合
(2)事業所の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要 (様式第1-2号)	○	○	—	□	
第2 添付書類					
1 申請者の住民票の写し (住民票抄本)	—	◎	○	□	個人申請の場合
2 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	◎	—	○	□	法人申請の場合
3 ① 法定代理人の住民票の写し ② 法定代理人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	—	○	○	□	未成年者が申請する場合
4 誓約書 (様式第2-2号)	◎	◎	○	□	
5 設備の所有権又は使用権を証明する書類					
(設備の所有権を有する場合) フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類又は使用権を有することを示す書類	◎	◎	○	□	
(設備の所有権を有しない場合) 借用契約書、共同使用規定書等のうちいずれかの写し及び当該フロン類回収設備の所有権を有する者の購入契約書、納品書、領収書又は販売証明書等のいずれかの写し	◎	◎	○	□	
7 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	◎	◎	○	□	
8 委任状	○	○	○	□	申請又は届出を行政書士等に委任する場合、委任状及び行政書士証票の写し

